

外国為替令 別表 特例適用判定シート

プログラム名：
メーカー名：
型及び銘柄：

©CISTEC

2018.01.22施行省令等対応 (1 / 1)

市販プログラム特例 (貿易外省令第9条第2項第十四号イ)	判 定 欄	注 釈	記 入 欄
<p>【外為令第17条第5項】 第1項又は第3項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したもののについては、法第25条第1項又は第4項の規定による経済産業大臣の許可を受けなくて当該取引をすることができる。</p>	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
<p>【貿易外省令第9条第2項】 令第17条第5項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p>	【 】		
<p>十四 プログラムを提供する取引であって、次のいずれかに該当するもの</p>	[]		外為令別表 の項 ()
<p>イ 令別表中欄に掲げるプログラム(※経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)であって、次の (一) 及び (二) に該当するものを提供する取引。</p>	[]		
<p>※外為令別表の2の項の中欄に掲げる技術であって、 貨物等省令第15条第1項第一号 に該当するもの(第1条第四号ロに該当する貨物のプログラムを除く。)</p>	< >	除外	貨物等省令第15条第1項第 号 (貨物等省令第1条第 号)
<p>※外為令別表の9の項の中欄に掲げる技術であって、 貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号 又は第十七号のいずれかに該当するもの</p>	< >	除外	貨物等省令第21条第1項第 号
<p>ただし、外国(輸出令別表第3に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。)において提供する取引(販売されるものに限る。)又は外国の非居住者に提供する取引(販売されるものに限る。)又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引(販売されるものに限る。)又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引(販売されるものに限る。)又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引(販売されるものに限る。)又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引(販売されるものに限る。)又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引(販売されるものに限る。)又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引(販売されるものに限る。)</p>	< >	除外	
<p>(一) 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者をいう。以下同じ。)による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの</p>	[]		
<p>(二) 当該プログラムの使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの</p>	[]		
判定結果		<input type="checkbox"/> 適用可 <input type="checkbox"/> 適用不可	

作成責任者：(作成年月日： 年 月 日)
会社名 _____
所属・役職 _____
(フリガナ) 氏 名 _____ 印
電 話 _____

※適用可＝役務取引許可不要